

# 開東社会保険ニュース

No.57

平成 15 年 2 月



## 教育訓練給付の改定案について

厚生労働省の労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会は雇用保険制度見直しに関する最終報告を取りまとめ、了承を得ました。

今回の見直し案の中から、教育訓練給付に関する事項をお知らせします。施行時期は5月1日が予定されています。(国会にて可決されることによりこの改定案は施行されます)

|         | 現行   | 最終報告                            |
|---------|------|---------------------------------|
| 給付率     | 80%  | 40%<br>支給要件期間が3年以上5年未満の場合は20%   |
| 給付の上限額  | 30万円 | 20万円<br>支給要件期間が3年以上5年未満の場合は10万円 |
| 支払要件の期間 | 5年以上 | 3年以上                            |
| 受給期間延長  | なし   | あり                              |

### 教育訓練給付とは

被保険者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け修了した場合に、それに要した費用の一部を支給するもの

### 今回の改定の目的

- 適切な自己負担を求めることにより受講者の慎重かつ確な受講を促すため、給付率を縮減する必要がある
- 若年者の利用機会を確保する等のため、被保険者であった期間に係る要件を緩和し、被保険者期間に応じて上限額に格差を設ける
- 厚生労働大臣による講座の指定基準を見直し、真に効果のある教育訓練を給付の対象とする
- 育児等のため離職して1年以上経過した者でも教育訓練給付が受給できるよう、基本手当の受給期間の延長と同様の仕組みにより教育訓練給付の受給期間の延長を行う必要がある

15年4月より、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の保険料率が変わります。  
当事務所のホームページでは改定後の保険料の試算ができます。是非ご利用ください。

ホームページ <http://www.kaito-sr.com>



ご質問・ご相談は

開東社会保険労務事務所

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階

メールアドレス [info@kaito-sr.com](mailto:info@kaito-sr.com)

TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711